

## 大分県ドローン産業研究開発事業実施要領

### (趣旨・目的)

第1条 大分県ドローン産業研究開発事業（以下「本事業」という。）は、大分県ドローン協議会（以下「協議会」という。）会員の新製品、新ソフト・サービスの開発を支援することにより、ドローンに関連する会員の新たな取組を加速させ、ドローン産業の育成を図ることを目的として実施する。

### (事業の内容)

第2条 本事業の内容及び審査基準は別表1に掲げるとおりとする。  
2 本事業の補助対象経費及び補助率は別表2に掲げるとおりとする。  
3 本事業の事業実施主体は、協議会会員とする。

### (事業実施計画等の作成及び認定)

第3条 事業実施主体は、大分県ドローン産業研究開発補助事業認定申請書（第1号様式）を協議会の会長（以下「会長」という。）の定める期日までに会長あてに提出しなければならない。  
2 会長は、事業実施計画等の内容を審査し、適当と認めるときは認定を行い、大分県ドローン産業研究開発事業認定通知書（第4号様式）により通知する。

### (事業の運営)

第4条 事業実施主体は、本事業の目的達成のため、効果的な事業執行に努めなければならない。

### (事業の指導)

第5条 会長は、この事業の円滑かつ効果的な推進を図るため、事業実施主体を支援・指導するものとする。

### (助成措置)

第6条 会長は、予算の範囲内において、事業実施主体に対して事業に要する経費の一部を補助するものとする。

### (事業実施主体の責任)

第7条 事業実施主体は、申請する事業の実施及び経理の執行に一切の責任を持ち、仮に中止した場合でも、すべての精算が終了するまでは、責任をもって対処するものとする。

### (実績報告)

第8条 事業実施主体は、事業が終了したときは、大分県ドローン産業研究開発事業費補助金交付要綱10条に基づき、会長に実績報告書を提出するものとする。

### (成果の発表)

第9条 事業実施主体は、事業の成果の発表に努めるものとする。  
2 会長は、事業実施主体に対し、事業に基づき取得した成果の利用について指示することができるものとする。ただし、特許出願に係る成果の利用指示は、特許法（昭和34年法律第121号）第65条第2項の規定に基づく出願公開後に行うものとする。

### (その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項については、会長が別に定めるものとする。

附 則 この要領は、平成29年7月18日から施行する。

附 則 この要領は、平成30年6月11日から施行する。

附 則 この要領は、令和元年5月10日から施行する。

別表 1

事業種別	審査基準
製品開発 ソフト・サービス開発	(1) 課題設定の妥当性 (2) 課題解決手法・手順の妥当性、新規性・独創性 (3) 事業目標の明確性 (4) 事業の将来性 (5) 地域経済への貢献可能性 (6) 事業実施の確実性 (7) 県内事業所の有無 (8) ワーク・ライフ・バランスの充実性 を考慮して選定する。

別表 2

事業種別	補助対象経費		補助率
	経費区分	内 容	
製品開発	(1) 旅費	事業者旅費	2 / 3 以内
	(2) 事務庁費	資料費、印刷費、原稿料、通信運搬費、消耗品費、雑役務費	
	(3) 原材料費	主要原料、主要材料及び副資材の購入に要する経費	
	(4) 機械装置・工具器具費	機械装置(又は自社により機械装置を製作する場合の部品)又は工具器具の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費(外注を含む)、ドローンの購入も可能(補助金総額の3分の1以内とする。)	
	(5) 外注加工費	原材料等の加工及び設計等を外注する際(構築物、機械装置・工具器具を外注により建造、改良をさせる場合を除く)に要する経費	
	(6) 技術指導受入費	外部からの技術指導を特に必要とする場合、技術者等に支払われる経費	
	(7) 直接人件費	事業に直接関与する者が直接作業時間に対するものに限る 人件費＝時間給×作業時間 (補助金総額の2分の1以内とする。)	
	(8) 委託費	共同研究者への委託に要する経費 (補助金総額の2分の1以内とする。)	
	(9) その他の経費	上記に掲げるもののほか、測定、分析、解析、試験、プログラム作成、調査研究等の委託に要する経費並びに産業財産権の導入に要する経費で、会長が特に認める経費	
ソフト・サービス開発	(1) 旅費	事業者旅費	1 / 2 以内
	(2) 事務庁費	資料費、印刷費、原稿料、通信運搬費、消耗品費、雑役務費	
	(3) 原材料費	主要原料、主要材料及び副資材の購入に要する経費	
	(4) 機械装置・工具器具費	機械装置(又は自社により機械装置を製作する場合の部品)又は工具器具の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費(外注を含む)、ドローンの購入も可能	
	(5) 外注加工費	原材料等の加工及び設計等を外注する際(構築物、機械装置・工具器具を外注により建造、改良をさせる場合を除く)に要する経費	
	(6) 技術指導受入費	外部からの技術指導を特に必要とする場合、技術者等に支払われる経費	

(7)直接人件費	事業に直接関与する者が直接作業時間に対するものに限る 人件費＝時間給×作業時間
(8)委託費	共同研究者への委託に要する経費
(9)その他の経費	上記に掲げるもののほか、測定、分析、解析、試験、プログラム作成、調査研究等の委託に要する経費並びに産業財産権の導入に要する経費で、会長が特に認める経費

○補助金の上限額は製品開発500万円、ソフト・サービス開発250万円

○事業の内容がソフト・サービス開発の場合は、製品開発又はソフト・サービス開発どちらでも申請可能（ただし、両事業種別への重複申請は不可）

第1号様式（第3条関係）

年度大分県ドローン産業研究開発事業認定申請書

年 月 日

大分県ドローン協議会  
会長

殿

申請者

代表者

住所（申請者の所在地）

名称（申請者の名称）

氏名（申請者の代表者の氏名）

印

電話番号

年度において、下記のとおり大分県ドローン産業研究開発事業を実施したいので認定されるよう、関係書類を添えて申請します。

事業種別： 製品開発 ・ ソフト・サービス開発 （申請する区分に○をつけること。）

添付書類

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）

1. 事業実施主体の概要等

事業種別	(いずれかの区分に○をつけること。) 製品開発      ・      ソフト・サービス開発
事業実施主体	名称： 住所： 電話： 担当者： 資本金・出資金： 従業員数：
実施期間	交付決定日～令和      年      月      日
補助金申請額	円
採用した アイデア	
公的助成金の交付 を受けた実績	(過去に受給した国や県等の補助金、若しくは現在申請中の他の補助金があれば その名称、交付者、金額、及び交付年月日を記載すること。)

2. 事業内容

題目	(研究テーマ、事業内容を表現する適切な名称を記入)
内容の要約	(採択後、公開することを前提として記載)
課題設定	(研究開発により解決しようとする課題を具体的に記載すること。課題が複数ある場合は、項目を 分けて記載すること。)
課題設定の背景・理由	(課題を認識するに至った背景や理由を記載すること。)

課題解決の手法

(可能性調査、試作機開発などを実施する製品、ソフト・サービスの内容を記載すること。図を用いるなどわかりやすい説明に留意すること。また特に、特許等知的財産権取得の可能性がある技術など新規性・独創性がある部分や設定した課題に対応するポイントがわかるよう記載すること。)

実施手順及びスケジュール

(可能性調査、試作機開発などを行うために必要な項目を時系列で列挙するとともに、その内容を記載すること。またそのスケジュールを表形式で示すこと。)

項目	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

事業の目標	
<p>(本事業の実施により目指す到達目標を記載すること。また実用化後に想定する最終目標を記載すること。)</p>	
市場分析	
<p>(製品、ソフト・サービスが実用化した際に予想される競合品の存在、又は競合品を製造し得る競争相手の存在、獲得可能性のある市場の規模などを記載すること。)</p>	
地域経済への貢献	
<p>(製品、ソフト・サービスが実用化した際の供給体制を想定し、売上高、雇用者数等から地域経済への貢献の度合いを記載すること。)</p>	

取組の基礎となるこれまでの研究等の蓄積	
<p>(参加メンバーについて、これまで研究開発業務に携わった実績や今回の研究内容に関連する事業実績を記載すること(論文・パンフレット等があれば添付すること)。)</p>	
事業実施体制	
<p>(研究開発についての体制を図示するとともに、参加メンバーの役割を記載すること。)</p>	
ワーク・ライフ・バランスの充実性	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大分ワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰の受賞 <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</li> <li>・くるみん認定またはプラチナくるみん認定を受けている(申請中を含む) <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</li> <li>・しごと子育てサポート企業の認定を受けている(申請中を含む) <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</li> </ul>	

### 3. 補助対象経費等

(単位：円)

経費区分	補助事業に 要する経費	補助対象経費	積算内訳	備考
旅費				
事務庁費				
原材料費				
機械装置・ 工具器具費				
外注加工費				
技術指導受入費				
直接人件費				
委託費				
その他の経費				
合 計				

※「補助事業に要する経費」は、当該補助事業に要する経費を税込みで記載すること。

※「補助対象経費」は、「補助事業に要する経費」から消費税や振込手数料などの補助対象外経費を除いた額を記載すること。

※機械装置・工具器具費については購入、改良等の別を備考欄に記入すること。なお、購入物件については購入先を備考欄に記載すること

※機械装置・工具器具を自家製造する場合は、鋼材、木型、鋳物等を原材料費に計上し、その内容を積算内訳に記載すること

※委託する場合には、備考欄に委託先を記入すること

第3号様式（第3条関係）

収 支 予 算 書

収入の部

(単位：円)

区 分	予算額	備 考
補助金		
自己資金		
その他		
計		

支出の部

(単位：円)

区 分	予算額	備 考
補助対象経費		
計		

第4号様式（第3条関係）

第 号  
年 月 日

年度大分県ドローン産業研究開発事業認定通知書

殿

大分県ドローン協議会  
会長

年 月 日付けで認定申請のあった、 年度大分県ドローン産業研究開発事業について適当であると認定したので、大分県ドローン産業研究開発事業実施要領第3条第2項の規定により通知します。